

北九州市周辺など各地のゲリラ豪雨による浸水被害に備えた防災対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十一月十六日

秋野公造

参議院議長 西岡武夫殿



北九州市周辺など各地のゲリラ豪雨による浸水被害に備えた防災対策に関する質問主意書

近年ゲリラ豪雨の予想を超える雨量により水害が起きている。本年七月、北九州市周辺を襲ったゲリラ豪雨では同市門司区恒見の相割川流域で、堤防・道路等の構造物の位置により集落が相対的に低地になっている箇所において、昨年引き続き河川の氾濫によらない浸水被害が起きた。このような状況を踏まえ、以下質問する。

一 ゲリラ豪雨による浸水被害に備えた防災対策について

ゲリラ豪雨による、河川の氾濫を伴わない浸水被害は全国的な問題であり、堤防・道路等の構造物の位置により集落が相対的に低地になることによる浸水被害が起きないように、国としても防災基本計画に盛り込むなど、浸水被害に備えた防災対策をリードすべきと思われるが、政府の見解如何。

二 内水問題への対応について

低地にある集落の内水問題を解決するためには、低地のかさあげを行うことが本質的な解決になると思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

